

第29回草津市農業委員会総会
会議録

令和7年11月10日

第29回農業委員会（総会）

令和7年1月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第29号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告） … 4件
- 第 3 議 第45号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 4 議 第46号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件
- 第 5 議 第47号
農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をする
ことについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 6 議第48号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 7 議第49号
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一
14 番	堀 祐子				

・会議に欠席した委員

12 番 木下 弥生

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長 相井 義博 参事 柳原 崇志 主査 湯村 亮太

農林水産課

課長 西山 宜克 主任 三橋 優美

- 事務局長 では、只今から第29回草津市農業委員会 総会を開催します。
- 感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願ひ申し上げます。
- その他、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願ひします。
- 本日、12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。
- 議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。
- 事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。
- (農業委員会憲章の唱和)
- 事務局長 ありがとうございました。
- それでは、今井会長よろしくお願ひいたします。
- 会長 こんにちは。皆様お忙しい中、第29回総会に出席をいただきましてありがとうございます。11月に入りまして、田の収穫も終えて、これから来年の水稻に向けた土作りという作業を、皆様頑張ってされていくことを承知しているというところであります。
- この1ヶ月の対外的な動きといたしましては、10月17日、常設審議委員会の会議がありました。
- また31日14時から滋賀県農業教育情報センターにおきまして、農地の違反転用に対する研究会が開催されました。杉江副会長、堀委員、そしてわたくし、事務局からは事務局長、湯村主査が出席をされました。以上対外的な動きということでご報告させていただきます。
- 会長 ただいまから、第29回草津市農業委員会総会を開会します。
- 本日の議事日程は、お手元に配布いたしました通りです。
- では、これより日程に基づき、議事を進めます。
- 議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願ひします。
- 会長 それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1会議録署名委員の指名を行います。
- 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番

角井廣司委員、議席番号13番 奥村次一委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第29号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第29号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、4件です。議案書は、2から3ページです。

番号1番は、大津市別保三丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲宅地2区画の造成・販売を目的として、譲渡人が所有する、追分二丁目地先の田2筆計315m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

雨水排水は、届出地内の東側に会所枠を設け、東側道路側溝へ放流される計画です。

隣地との境界は、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置し、80cm程度の盛土を行います。

隣接地は、宅地、道路および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番から4番までは、同一譲受人が山寺町地先で転用を行うものです。

番号2番は、北大萱町に事業所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲住宅2区画の造成・販売を目的として、譲渡人3名が各々所有する、山寺町地先の田4筆計3,921m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、市道からの接道用件を満たすため、約140mの道路設置工事を併せて行い、隣地との境界については、法面処理、およびL型擁壁を設置されます。

雨水排水は、住宅地については届出地内に集水枠を設置し、進入路については両端に側溝を設置し、集水枠を経由し、届出地南側に接する水路を通じて放流されます。

敷地は、道路高に合わせるよう、最大で3m程度の盛土を行われます。

隣接地は、山林・里道・市道および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、北大萱町に事業所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人3名が各々所有する、山寺町地先の田5筆計5,815m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界については、法面処理にて対応され、道路高に合わせるよう、最大で4m程度の盛土を行われます。

雨水排水は、基本自然浸透で対応され、余剰水は、届出地西側に水路・集水枠を新設し、届出地中央から両側に敷地勾配をつけ、新設する西側水路および既設の東側市道側溝へ放流する計画となっております。

隣接地は、宅地・山林および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号4番は、北大萱町に事業所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人2名が各々所有する、山寺町地先の田4筆計3,936m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界については、法面処理にて対応され、80cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、基本自然浸透で対応され、余剰水は、届出地南側にU字溝および集水枠を新設し、南側に向けて勾配をつけ、南側水路へ放流する計画となっております。

隣接地は、宅地・山林・里道・雑種地および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番から番号4番は10月6日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

13番 案件2番から4番までの盛土の高さを再度教えてください。
奥村

事務局 お答えします。2番の案件は最大で3m、3番の案件は最大で4m、4番の案件は80cm程度です。

1番 奥村 この地域のすぐ横が馬場・山寺地区基盤整備事業の隣地になるのですが、現場確認をした時に、造成の際は十分確認してほしいと申請者に伝えました。

13番 奥村 家が一軒隣にあるのですが、盛土をされると問題がでてくるのではないか。さきほど盛土3mと言われたので。

事務局 盛土に関しては最大で3mということとして、全域を3m盛土するというものではありません。

1番 奥村 現地確認の時、横断図面をもらいましたが、平均で70cm位になると言つておられました。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第29号を終わります。

会長 次に、日程第3議第45号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第45号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、4ページです。

番号1番は、馬場町に住所を有する譲受人が、同じく馬場町に住所を有する譲渡人が所有する、馬場町地先の田11筆8,458m²、登記地目原野、現況田1筆19m²計12筆8,477m²を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大を目的に農地を探していたところ、高齢のため、経営規模縮小をしようとする譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいており問題ございません。

以上のことから、1番の案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請1件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

会長

以上で事務局の説明が終りました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員お願いします。

1番
奥村

10月14日現地確認を行いました。申請地域全体が、馬場・山寺地区基盤整備事業内の農地であります。現状のまま譲受人の方が耕作されるとのことですので、問題ないと判断いたしました。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

9番
田中

地図を見させていただくと、周辺に田が沢山あるのですが管理の仕方は聞いておられますか。

1番
奥村

作業委託も含め管理していくということです。

会長

事務局からも何かありますか。

事務局 一部作業委託されるということですが、譲受人が耕作されるということです。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第45号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第45号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第4議第46号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第46号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、3件です。議案書は、5ページです。

番号1番は、京都府宇治市に住所を有する申請人が、露天駐車場を目的として、申請人が所有する、下笠町地先の登記地目田、現況畠1筆409m²を転用されようとするものです。

譲受人は、隣接地に住宅を所有されており、申請者や家族が定期的に訪れる際に、住宅敷地内に駐車できる敷地が少ないとことから、本申請地を駐車場として利用するため、申請をなされました。

造成工事はなく、整地される程度です。雨水排水は、浸透式で対応されます。

隣接地は、田・宅地および雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、整地のみで、新たな造成工事等がないことから、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、下笠町に住所を有する申請人が、農家住宅の建設を目的として、申請人が所有する、下笠町地先の登記地目田、現況畠、登記地目田、現況宅地計490m²を転用されようとするものです。

申請人は、主に下笠町地先で約2.3haの水稻、麦、大豆を栽培されております。

申請人は、現在、隣接の住宅に、母親・妻・子2人で住んでおられますが、子が成長し、手狭になっていることから、申請地に新たに住宅の建設を計画されているものです。

なお、申請人の母親は、そのまま現住所に住まれることです。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置され、雨水排水は、自然浸透にて対応されます。

隣接地は、田・畠・宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および融資予定証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、下笠町に住所を有する申請人が、住宅敷地の一部として、申請人が所有する、下笠町地先の登記地目畠、現況宅地2筆計273m²を転用されようとするものです。

申請地は、申請者の父親が、昭和56年に建築した住宅の進入路の一部と

して利用されており、農地法の転用申請を失念していたことが判明したため、現況と地目を一致させるために、今回、経過書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

隣接地は、畠・宅地の申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終りました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番から3番までの案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番 1番の案件についてですが、内容は事務局からの説明のとおりです。実家近くに家を持っており、車を置くスペースが必要となり申請を出されました。隣接する東側に田がありますが、隣地承諾を得られております。南側に田のマークがありますが、露天駐車場になるということです。問題ありません。

田中 2番の案件は、西側本宅（母屋）に住まわれておられ、東側の土地に農家住宅を建てようとする申請です。隣地承諾もきちんと得られており問題ありません。

3番の案件は、顛末案件です。通路としてすでに使われているところです。こちらも問題ないと判断いたしました。

会長 では、これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第46号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可することについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員あります。

よって、議第46号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可することについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第5議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第47号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地転用の許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、6ページです。

番号1番は、矢橋町に事務所を有し、建築業を営む法人が、露天資材置場を目的として、令和7年1月に農地転用の申請をされ、同年2月に転用許可を得られました。

申請地内的一部には、農業用水管が埋設されており、当初の申請時にも、事前に草津用水土地改良区と協議の上、申請をなされておりましたが改めて協議をされたところ、資材重量が地中にある用水管を破損させる恐れがあるため、用水管の埋設上部は、駐車場として利用するように計画が変更になつたことから、事業計画変更が行われるものです。

事業者に変更はなく、用途が露天資材置場のほか、新たに露天駐車場が加わったものに変更されるものです。

申請者には、市街化調整区域の農地転用は、事業の必要性や確実性を十分に計画した上で、手続きを進めるべき旨を再度説明し、口頭指導を行ったと

ころです。

以上、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終りました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願ひします。

2番 前回も同じ3筆で許可を得られたのでしょうか。

我孫子

事務局 はい、そうです。

9番 露天駐車場に変更するというのは、地図でいうとどのあたりの場所になるのでしょうか。

事務局 土地利用計画図で点線に囲まれているところの下側（南側）が駐車場になります。

6番 申請は3筆とあるのですが、地図を見ると1筆に見えるのですが、3筆で間違いないでしょうか。

事務局 地図で見ますと、1筆一面に色が塗ってありますが、この中に3筆が含まれているということです。

8番 このような変更申請は必要なのでしょうか。

田中

事務局 事業計画変更は、当初の許可通りに造成をして、完成するまでの間に計画が変更になった場合は、申請が必要となります。

事務局長 一旦許可がおりて、造成行為をされ目的通りに使われた後は、事務局に申請は必要ありませんが、今回はその前でしたので必要になるということです。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長

無いようありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第6議第48号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第48号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、下笠町に住所を有する譲受人が、露天駐車場として、譲渡人の所有する、下笠町地先の田1筆96m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請地は、譲渡人が高齢であり、自力での管理が難しく、以前から譲受人に相談されており、譲受人の事業の車両置場等として浜街道に近接するアクセスの良い当該地を適地と判断され、話がまとまったため、本申請をなされました。

造成工事等はなく、整地による地ならしをされる程度です。雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、田および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投

資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難ありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終りました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番
田中

事務局から説明がありましたとおりであります。面積96m²田とありますが、実際は田の状態ではありません。購入されて露天駐車場にされるということです。現地確認を行いましたが、問題ないと判断いたしました。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようですので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第48号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第48号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第49号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号13番 奥村次一委員、の各農業委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室していただきます。

（各委員 退席）

会長

それでは、議第49号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めます。

農林水産課
課長

議第49号の説明に入る前に、9月10日にご意見をいただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、申請の取り下げの申出がありましたことから、取り下げ内容についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の資料をご確認ください。

連番83, 84, 744, 745の農地につきまして、取り下げの申出がございましたので前回の申請から除くものでございます。

取り下げに伴い、全体の面積を修正しております。修正内容につきましては資料に記載のとおりです。

以上で、農用地利用集積等促進計画（案）の取り下げについての説明を終わりります。

それでは、議第49号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律n第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

事前に資料をお配りしておりましたが、資料配布後に申請取り下げの申出がありましたことから、資料を差替えております。左上に修正版と書かれた資料をご確認ください。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で94筆、計115,854m²の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が、89筆で面積は111,495m²、畑が、5筆で面積は4,359m²でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。

全体の合計筆数は2,729筆、面積は4,426,803.34m²となっております。内訳といたしましては、田が2,652筆で、4,369,671.34m²、畑が77筆で、57,132m²です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が1筆、3年以上6年未満が5筆、9年以上12年未満が87筆、12年以上が1筆、計94筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和7年12月26日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終りました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いします。

8番 田中 詳細資料の中で、1ページ目に株式会社●●●●●という耕作者がおられます。耕作者の賃料を見ると、15,000円ということで、田の面積を見てもそんなに大きくないと思うのですが、これだけの賃料を出せる会社があるのかということを思っているのですが、水稻を作られる予定でしょうか。栽培作物は何になりますでしょうか。

農林水産課 課長 水稻の予定です。将来構想がどうなるかは、別の話でございます。

8番 田中 預ける側はありがたいですが、受ける側はこれだけの賃料を払っていくのかということです。その下は0円で決定でしょうか。

農林水産課 課長 はい、0円で決定でございます。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

6番 中瀬 この表の設定後の累計数値の合計は分かるのですが、分母になりうる数値はないのでしょうか。

農林水産課 累計のところでしょうか。
課長

6番 はい、そうです。
中瀬

農林水産課 設定面積が分母になると思います。
課長

6番 市内の農地全体という数字ではないのでしょうか。
中瀬

農林水産課 権利の設定がされている所だけの累計7面積ですので、農用地利用集積等
課長 促進計画に該当するものの分母となりますと、累計の合計が分母になります。

6番 具体的に言いますと、集積率が市内でどのくらいあるかということを考え
中瀬 ておりますと、農業委員として知っておきたいと思っているところがあります。

事務局 集積率ということで、農林水産課の課長が説明させていただいたのは、農
地中間管理機構を介して権利設定がどれだけかということなのですが、市全
体の農地の担い手の集積率でいいますと、令和6年度末(3月末)で66.2%
になっております。

6番 それは、この表の数字以外にも違う数字が入っているということですか。
中瀬

事務局 この面積は、農地中間管理機構を介した面積ということになります。集積
率でいうと令和6年度末で66.2%、草津の耕地面積が分母になって、分子
は担い手、3条申請、貸借を足したものになっております。分母の耕地面積
1,110ha、分子734haとなっています。

事務局長 市と県が目標としているのが75%、国は80%を目標としています。
数字は今後変わっていくのですが、令和14年度を目標としています。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長

無いようありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第49号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第49号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号13番 奥村次一委員の入場を認めます。

(各委員 入場)

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 16時20分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年11月

会長 今井 修

署名委員 角井 廣司

署名委員 奥村 次一